

平成22年（ネ）第2176号 損害賠償等控訴事件

控訴人 水野雅信外2名

被控訴人 日本たばこ産業株式会社外3名

準備書面 4

平成23年10月12日

東京高等裁判所 第1民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	片 山	律
弁護士	谷	直 樹
弁護士	岡 本	光 樹
弁護士	伊佐山	芳 郎
弁護士	三 枝	基 行
弁護士	吉 岡	睦 子
弁護士	浅 野	晋
弁護士	飯 田	正 剛
弁護士	木 本	三 郎
弁護士	薦 田	哲
弁護士	榊 原	富士子
弁護士	猿 谷	明
弁護士	田 中	清 治
弁護士	中 川	利 彦
弁護士	山 本	政 明
弁護士	岡 田	尚

第1 新聞記事一覧表及び時系列について

1 時系列及び新聞記事

1950年代以降のタバコと健康に関する新聞記事の概要については、別紙新聞記事一覧表の通りである。別紙のアルファベット及び数字は甲188号証の枝番に対応している。

各控訴人らの喫煙期間及び発症時期、その間の海外及び国内の研究結果及び被控訴人国の対応等について、さらには、その期間に対応する被控訴人日本たばこの対応、その期間に対応する注意表示の内容については、別紙「喫煙と健康の問題に関する時系列表」記載の通りである。

2 被控訴人らの販売戦略及び喫煙者の健康への配慮

上記一覧表及び時系列表を見ると、世界的に権威のあるタバコの健康影響に関する報告や勧告（例えば1962年の英国王立医師会報告書、1964年の米国公衆衛生総監報告書、1970年のWHO勧告、同年平山コホート中間報告、1980年のWHOの通知、1987年のわが国の「喫煙と健康」公表、1992年「喫煙と健康 第2版」公表等）が大きく報道されるなどしたときには必ず、被控訴人日本たばこ（日本専売公社）が、これを打ち消すためのコメントや見解、科学論文の形式を取った文書などを公表し、喫煙者に対する喫煙継続の「言い訳」を常に与え続けてきたことが分かる（甲188C16～18、37、D9～13、41～48、52、E1、5、7、8、10）。

のみならず、被控訴人日本たばこは、顧客である喫煙者の健康への懸念を利用して、フィルター付であるから安全であるかのような広告宣伝・販売促進活動を行い（甲188C24、36、43、45、D40、47）、フィルター付タバコを一時は品切れ状態になるほど大流行させ、その後は低ニコチン・低タールのいわゆるライトタバコを売り出し続け、大幅に売り上げ増を記録していることが分かる（甲188C3、5、8、19、20、22、23、25、D1、22、E4）。

被控訴人日本たばこは、フィルター付タバコだけでなく、吸い方に気をつければ（ゆっくり吸えば安全である）、あるいは吸い過ぎなければ安全である（甲

188C9、12、13、D32～35、)、低タール・低ニコチンタバコであれば安全である、あるいは健康への影響が少ない(甲188C29、30、35、38～40、49、D4、13、20、28、40)、というような誤解を与える広告宣伝・販売促進活動を行なって、やはりこれらのいわゆるライトタバコの売り上げを大幅に伸ばしてきたのである。なお、1981年版米国公衆衛生総監報告書では、これらのライトタバコなどが安全ではないことが要約されている(甲161・23頁)。そもそも、この低タール・低ニコチンの根拠となる計測方法についても(甲188C32)、もともと現実の喫煙方法と乖離していると指摘されていた上(甲188D5、34)、後日、実際の喫煙方法と乖離しており、低量で公表されていたことが明らかになっており(甲75)、また、いわゆる代償的喫煙行動によって、結局、より多くのタールやニコチンを取り込むことが分かっている(甲5・46頁以下、161・20頁以下)。

これらの喫煙者への誤った情報提供により、例えば米国公衆衛生総監報告書やWHOの報告書や勧告などの情報を正確に理解すれば禁煙に踏み切ったはずの喫煙者を、フィルター付なら安全であるとか、低タール・低ニコチンだから安全であるとか、ゆっくり吸えば安全であるとか、吸い過ぎなければ安全であるというように、いわば喫煙継続の「言い訳」を与えることで、喫煙を継続させてきたのである。これは、まさに、1981年版米国公衆衛生総監報告書について、「重要な点は、同報告書が喫煙者に対し、より「安全な」代替物としてこれらの低収量製品に頼り、健康上のリスクの低下が証明されている禁煙を断念するようなことがないように警告している点である」と「TOBACCO FREE*JAPAN」が指摘しているところである(甲161・24頁)。特に我が国においては、英米等と異なり、私企業であるタバコ会社ではなく、国と同視される公社によって上記「言い訳」が与え続けられてきたのであり、喫煙者に与える効果はより大きかった。

3 被控訴人日本たばこには、喫煙者の健康へ配慮する意思は全く無かった

上記のとおり、被控訴人日本たばこは、タバコの健康影響について正しい知識を普及させることは考えていない。むしろ、これを販売戦略上の障害としか捉えておらず、これを逆手にとって、フィルター付タバコの大幅な売上増、更

にはその後のライトタバコの売上増を記録したことは既述のとおりである（専売誌：甲15・133頁以下でも、いかにして公社が喫煙と健康の問題を乗り越えて売上増を記録してきたかという観点での記述しかされていない）。

実際、1963年の米国のタバコ産業を視察した専売公社総裁阪田泰二は、「日本はそれほどタバコ問題にこだわっていないといったら、これまたうらやましがられた」とコメントする程度の認識であって、顧客である喫煙者への健康への配慮など微塵もするつもりはなかったことが良く分かる（甲188C7）。

1967年4月には、タバコに含まれるタール・ニコチン量を公表しながら（甲188C32）、翌月には女性向けタバコ「泉」を同年7月1日から売り出すなど、喫煙と健康に関する情報提供については、必ず、それを打ち消す販促活動とセットで行なっているのである（甲188C34）。

同年9月13日付朝日新聞では、被控訴人日本たばこ（専売公社）が支出する本年度の委託研究費は700万円なのに対し、「年間2億円もの宣伝費を使って『タバコを吸いましょう』と国民に呼びかけている。新製品の宣伝やお中元、お歳暮などのシーズンには肺ガン委託研究費の10倍以上の金をかけてタバコの宣伝をしているわけ。タバコの箱に「有害」と表示するどころの話ではない。」と批判されている。

1969年当時放映されていた「宇宙船の中の空気をきれいにするあの活性炭素それをフィルターに使ったソフト・アンド・マイルドなタバコです」とのテレビコマーシャルにつき、2月10日付朝日新聞に掲載された専売公社販売部課長のコメントも被控訴人日本たばこ（専売公社）の態度を良く物語っている。同氏は「宣伝というより“お知らせ”に過ぎない。年間七、八千億円の売上げのうち、総宣伝費はたったの二億円だ。テレビの宣伝は子どもがテレビを見る時間は避けるなどずいぶん気を使っている」。「タバコが肺ガンその他の原因となり、健康を害するかどうかは明らかになっていない。だから、公社ではテレビその他での広告をやめる考えはない」とコメントするだけでなく、アメリカでは4年前からタバコの箱に「注意、喫煙はあなたの健康を害する可能性がある」という表示をしている点についても、「自分で売る商品にあんなことを書くこと自体おかしい」などとコメントしていた。

1970年には、全銘柄についてニコチン・タール含有量を一覧表にしたカードを店頭表示しだしたが、これも非常に字が小さく読みにくだけでなく、漫画のカットやタバコの歴史や煙の行方といったPRの小文があるなど、どこに主力が置かれているのは分からないと評価されるようなものであった(甲188D2)。

更に、1973年には、大学生1万人を対象に、アンケートと称して新製品のタバコを無料で郵送するなどしており、新たな喫煙者の創出・確保のためになりふり構わない拡販戦略を取っていたことが分かるのである(甲188D36、37)。

1972年10月15日付朝日新聞では、専売公社北島総裁は、同年から始まった旧注意表示についてのコメントを求められ、喫煙のガンへの影響を否定するようなコメントや注意表示は大臣の命令であって本意ではない旨のコメントを出している(甲188D33)

最終的には、1980年の「たばこと健康Q&A」の公表により、被控訴人のこの立場は決定的になったといえる。この「Q&A」については、当時の厚生省も「全体のトーンが当方の姿勢とニュアンスを異にするという印象だ。こちらの指導内容が理解されていないようだ」とコメントしているように、被控訴人日本たばこには、正確な情報を提供しようという意思は全く無かったといえる(甲188D41～52)。

4 我が国の喫煙に対する社会全体の意識

また、時代を追って各新聞記事を見てみると、各時代において、喫煙自体に対して寛容な社会の意識があったことは確かであるが、一方で、被控訴人日本たばこの態度に対しては、一貫して、国民の健康を犠牲にしてまでの「売らんかな」の態度を批判され続けていることが分かる(甲188C37、42、D14、17、19、22)。

少なくとも、自販機の撤廃(甲188D17)や喫煙と肺がんその他の健康影響に関する正しい情報開示やタバコ包装への米国等諸外国並みの警告表示を行なうこと等については、社会全体の意識としても常に強くこれを望まれていたことがわかる(甲188C10、C26～30、D26、30)。

また、喫煙の健康への悪影響を知っても、自分の意思だけでは禁煙が非常に

困難であることは社会常識であったし、1981年度版米国公衆衛生総監報告書が警告している通りに、禁煙できない喫煙者がフィルター付タバコや軽いタバコをより「安全な」代替品と誤解して使用するようになってきていることも認識されるようになってきていた（甲188C10、15、43、45、D6、25、39、58）。

5 専売公社に対する意識

専売公社に対する社会全体の意識としては、被控訴人国と同一であるという意識であったことも分かる（甲188D60）。また、たばこの値段は公共料金として認識されていた（甲188D38）。

6 ニコチンコントロール

上記のとおり、喫煙と健康に対する意識の高まりを利用し、これを誤導する目的で、あるいはこれを商機として利用する目的で、被控訴人日本たばこは、低タール・低ニコチンタバコの開発、増産に務めてきたのであるが、その手段として、シートタバコ、ニコチン含有の無い、あるいは少ない葉タバコを開発を行い（甲188C39～41、D24）、これを実現してきた（甲188C29、30、D8）。しかし、例えば1967年の「ルナ」の発売時には、よりニコチン・タール量を減らすことが可能であるにもかかわらず「これ以上軽くしたらたばこじゃなくなる」として一定量のニコチン量を確保した商品開発を行なっているのであるが、これは明らかに依存を引き起し、維持するに足りるニコチン量を確保するためである（甲188C33、38）。

また、1989年には、被控訴人日本たばこの子会社である富士フレーバーが毒物に当たるタバコ用香料を製造（香料に含まれるニコチンを被控訴人日本たばこの輸入規格に合うように薄める行為が製造に当たる）していたことが発覚し、毒劇物取締法違反の疑いで東京都の立入検査を受けているように、添加物・香料の利用による方法でニコチン量が人為的にコントロールされていたことも明らかである（甲188D59）。

これらのコントロール方法は米英のタバコ産業と同様のものである

以上